

報告第 37 号

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例（昭和 41 年小田原市条例第 34 号）の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 2 項の規定により、これを報告する。

令和 7 年 11 月 28 日提出

小田原市長 加 藤 憲 一

事故賠償について

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 専決処分年月日 | 令和 7 年 10 月 20 日 |
| 2 | 損害賠償額 | 209,447 円 |
| 3 | 相手方 | 市内在住者 |
| 4 | 事故の概要 | 市営浅原住宅において、給水設備のうち圧力タンク内の圧力を制御するスイッチが故障し、必要以上に給水ポンプを稼働させたことにより、令和 6 年 11 月分から令和 7 年 5 月分までの間、相手方に不要な電気料金を負担させた。 |